

令和6年度 6月定例農業委員会総会議事録

日 時 令和6年6月6日(木) 午前9時  
場 所 みやき町 三根庁舎 2階大会議室

出席状況 出席者 19人 欠席者 3人

議席番号	委員氏名	出欠	議席番号	委員氏名	出欠
1番	中島 一博	出席	14番	城野 松夫	出席
2番	池田 正清	出席	15番	寺田 宏澄	出席
3番	大川 定道	出席	16番	原 修身	出席
4番	碓 朝男	出席	17番	松尾 和明	欠席
5番	山内 しげ子	出席	19番	福田 安信	出席
6番	吉丸 広泰	出席	20番	橋本 礼子	欠席
7番	山崎 清邦	出席	21番	佐々木 伸昌	欠席
8番	綾部 勝年	出席	22番	北原 正也	出席
9番	寺田 一義	出席	23番	中島 正則	出席
10番	古村 正典	出席	24番	岡 龍道	出席
11番	宮原 史己	出席			
12番	太田 幸代	出席			

報告第1号 農地法第18条第6項による通知書について (5件)

報告第2号 農地法第5条制限除外について (2件)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 委員会許可分 (1件)

議案第2号 農用地利用集積計画(経営基盤強化促進法分)について  
委員会決定分 (20件)

議案第3号 農業振興地域整備計画(農用地利用計画)について  
意見書提出分 (4件)

その他

事務局 田中 嘉樹 弓 洋平

事務局

皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、只今より令和6年6月の農業委員会総会を開催します。

現在の出席委員は16名、欠席委員は3名よって「みやき町農業委員会会議規則」第7より在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席者は〇〇番の〇〇委員さん、〇〇番の〇〇委員さん、〇〇番の〇〇委員さんより欠席の連絡がっております。残り3名の委員さんからは遅れるとの連絡が入っております。

きた、本日の総会ですが、議案審議後部屋を移しまして地域計画の研修を行いたいと思います。今月の議案を見て頂きますと議案が多くはありませんので、総会後の研修でお願い致します。

会長よりお願いします。

## 会 長

おはようございます。麦刈りも大方終わられた事と思いますので、これからいよいよ田植えの作業に入っていくことになるかと思っております、皆様には農機具等の事故に十分注意をして農作業を行って頂きたいと思っております。

本日の議案・報告等につきましては

報告第1号 農地法第18条第6項による通知書について

議案第2号 農地法第4条制限除外について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）について

議案第3号 農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について

その他

となっております。よろしくご審議をお願いします。

審議の発言にあたっては、必ず挙手をして、議長の指名があってから意見を申し上げます。また、議事に関する事以外についての発言は控えてください。

## 議 長

議事録署名人については、「みやき町農業委員会会議規則」第12条第2項の規定に基づき〇〇番〇〇委員さんと〇〇番〇〇委員さんを指名します。

## 議 長

議事に入りたいと思います。

報告第1号農地法第18条第6項による通知書について、事務局より説明をお願いします。

## 事務局

報告第1号（農地法第18条第6項による通知書の1件について）貸渡人、借受人の住所、氏名、解約理由、解約成立日、引渡日を説明する。

報告件数          5件          面積          39,380㎡

議 長

事務局より説明がありました、報告第1号で質疑のある方は挙手をしてお願いします

(質疑なし)

議 長

質疑がないようですので、報告とさせていただきます。続きまして、報告第2号1農地法第5条制限除外について、事務局より説明をお願いします。

事務局

通常ならば申請案件ごとにご説明いたしますが、報告第2号1と2ともに転用目的が220ボルト特別高圧送電線建替工事に伴う鉄塔建設であり転用業者も同じであるため、大字ごとの説明を続けてさせていただきます。

報告第2号1農地法第5条制限除外（許可不要届）報告第2号2農地法第5条制限除外（許可不要届）について、届出人の住所、氏名、農地所在地、転用目的、転用理由等について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明。

議 長

担当地区委員より補足説明を報告第2号1、報告第2号2と続けてお願いします。

〇〇委員

現地確認を行ったところ、排水関係に特段問題はないと思われます。  
よろしくご審議をお願いします。

〇〇委員

九州電力送配電の方がみえられて説明頂きました。住宅街に隣接しており地元の方々の同意も得られています。よろしく審議をお願いいたします。

議 長

事務局、担当地区委員より説明がありました、報告第2号1で質疑のある方は挙手をしてお願いします。

(質疑なし)

報告第2号2で質疑のある方は挙手をしてお願いします。

(質疑なし)

議 長

質疑がないようですので、報告とさせていただきます。続きまして、議案第1号1農地法3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号1農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号の判断のため、現在の状況を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

3月24日に事務局と現地確認を行いました。申請地は綾部地区です。住宅街に隣接しているところで、地元の同意も得られています。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

（質疑なし）

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第1号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議 長

全員賛成ですので、議案第1号1については、申請どおり許可することに決定しました。続きまして、議案第2号農業経営基盤強化促進法第19条の農用地利用集積計画の公告を行うにあたり、町が定める同法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）案について、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、

設定する土地、設定する利用権、権利の種類について説明をする。

審議件数 貸借権 18件 所有権移転 2件

議 長

事務局より説明がありました。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、採決に移ります。

議案第2号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので議案第2号は、計画案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第3号1農業振興地域整備計画(農用地利用計画)について事務局より説明をお願いします

事務局

議案第3号1農業振興地域整備計画(農用地利用計画)について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

先月24日に現地確認を行いました。

場所は中原公園の南側です。目的は駐車場で、隣接者、区長の承諾も得られており問題はないと思われまます。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申出地は、特定土地改良事業である県営圃場整備事業及び国営、県営かんがい排水事業の受益地内の農地であり、第1種農地に該当すると判断される。

申出の目的が北側事業所の駐車場用地で、転用計画面積が既存事業用地面積の1/2以内であることから農地法の許可基準を備えているため、周辺の農地以外の土地を含め代替する土地がない場合は、除外はやむを得ない。

なお、周囲に営農する農地があることから、継続した営農ができ、支障を及ぼすことがない土地利用計画の配慮及び関係者との協議を十分に行うこと。」の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。

議案第3号1について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号1については、決定された意見を付して、町長に送付します。

続きまして、議案第3号2農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号2農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

先月24日に事務局と現地確認を行いました。

申請目的は住宅用地です。排水関係も適切に処理されるので特段問題はないと思われます。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申出地は、特定土地改良事業である県営圃場整備事業及び国営、県営かんがい排水事業の受益地内の農地であり、第1種農地に該当すると判断される。

申出の目的が農家住宅用地で、高柳地区の集落に接続して設置されることから農地法の許可基準を備えているため、周辺の農地以外の土地を含め代替する土地がない場合は、除外はやむを得ない。

なお、周囲に営農する農地があることから、継続した営農ができ、支障を及ぼすことがない土地利用計画の配慮及び関係者との協議を十分に行うこと。」の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。

議案第3号2について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号2については、決定された意見を付して、町長に送付しま

す。

続きまして、議案第3号3農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号3農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

5月23日に中津隈担当委員と事務局で現地確認を行いました。

父親が漬物業を営んでおり、小さな小屋が建っています。今回、子供の農業用倉庫計画のための申請です。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

（質疑なし）

議 長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申出地は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地に該当すると判断される。

申出の目的が農機具倉庫及び保管場所としての農業用施設であることから、農地法の第1種農地の不許可の例外規定に該当することから、周辺の農地以外の土地を含め代替する土地がない場合は、除外はやむを得ない。

なお、周囲に営農する農地があることから、継続した営農ができ、支障を及ぼすことがない土地利用計画の策定及び配慮を行うこと。」の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。

議案第3号3について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号3については、決定された意見を付して、町長に送付します。

続きまして、議案第3号4農業振興地域整備計画(農用地利用計画)について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号4農業振興地域整備計画(農用地利用計画)について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

先月23日に現地確認を行いました。

事務局の説明のとおり、長年空き家になっており、西側に側溝道がないため、たんぼの下にパイプを通して東側の水路に流すしかありません。地元住民も空き家解消に繋がるため喜ばれています。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申出地は、特定土地改良事業である県営圃場整備事業及び国営、県営かんがい排水事業の受益地内の農地であり、第1種農地に該当すると判断される。申出の目的が既存住宅用地からの排水経路のための用地であり、続命院地区の集落に接続して設置されることから農地法の許可基準を備えているため、周辺の農地以外の土地を含め代替する土地がない場合は、除外はやむを得ない。なお、周囲に営農する農地があることから、継続した営農ができ、支障を及ぼすことがない土地利用計画の配慮及び関係者との協議を十分に行うこと。」の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。

議案第3号4について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号4については、決定された意見を付して、町長に送付します。続きまして、その他事項をお願いします。

その他

1 地域計画策定に向けた集落(生産組合)内の協議進捗状況確認について

議 長

7月の総会は7月 5日(金)午前9時でお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

「賛成」

それでは、7月 5日(金)実施するということで確認いたします。

また、来月分の現地調査は6月21日以降に担当委員に連絡したいと思います。

他に何かございませんでしょうか。

無いようですので、これで6月の定例農業委員会を終了します。有難うございました。

みやき町農業委員長 寺田 一義

議事録署名人 ○○ 番

議事録署名人 ○○ 番